

光ディスク等による給与支払報告書についての取扱要領

平成25年10月

令和5年10月1日改定

枚方市役所市民生活部税務室市民税課

1. この取扱要領の目的

地方税法第317条の6第1項及び第3項に規定する給与支払報告書を提出する義務がある者（以下、「給報提出義務者」という。）で、同条第5項に該当し、同項2号による者は、給与支払報告書については光ディスク等（以下、「給報ディスク」という。）により提出することが義務づけられている。

これ以外の義務づけられていない給報提出義務者については、地方税法第317条の6第7項の規定により、給報ディスクの提出をもって給与支払報告書の提出に代えることができる。

本取扱要領は、以上の取扱いについて、適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

2. 給報ディスクの種類

使用する給報ディスクの種類（FD、MO、CD、DVD）については、本市では、CD-R及びDVD-Rを推奨するものとする。

3. 代表特別徴収義務者申請書の提出

給報ディスクにより提出を行う特別徴収義務者（以下、「提出特別徴収義務者」という。）は、関連事業所等の給与支払報告書を併せて同一の給報ディスクに含めて提出する場合は、代表となる特別徴収義務者を定めて、「代表特別徴収義務者申請書」を提出しなければならない。

4. テスト用給報ディスクの提出

市長は、給報ディスクによる提出の開始年度のみ、提出特別徴収義務者の希望により、読み取りテストを行うものとする。

テストを希望する提出特別徴収義務者は、総務省が定める全国统一規格によりテスト用給報ディスクを作成し、提出するものとする。

5. 給報ディスクによる給与支払報告書の提出

提出特別徴収義務者は、1月末日までに給報ディスクを市長に提出しなければならない。その際に、書面の総括表も併せて提出するものとする。

給報ディスクは総務省が定める全国统一規格により作成するものとする。

給報ディスクは返却しないものとする。

6. 書面による給与支払報告書の提出

給報ディスクの提出後に提出したデータの内容に追加や変更等がある場合、及び、海外出張が1年以上等による非居住者や租税条約の規定に該当する者等であるため市・府民税が課税されな

い場合は、提出特別徴収義務者は、書面による給与支払報告書を速やかに市長に提出するものとする。

7. 特別徴収税額の通知

市長は、提出特別徴収義務者に対し、5月中旬に特別徴収税額を、書面により通知するものとする。

8. 提出特別徴収義務者の遵守事項

- (1) 特別徴収税額に関する情報にかかわらず、知り得た情報を他に漏らさないこと。
- (2) 特別徴収税額に関する情報の全部又は一部を目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。
- (3) 特別徴収事務以外の目的で特別徴収税額に関する情報を複写し、又は複製しないこと。

9. 調査及び報告の義務

事故等が発生した場合、市長は、提出特別徴収義務者に対し調査を求めてその結果を報告させることができる。この場合、提出特別徴収義務者は調査を行い、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

10. 検査に応ずる義務

提出特別徴収義務者は、給報ディスクの利用及び保管について市長が検査を求めた場合は、これに応じなければならない。

11. 給報ディスクに他市町村分が混在していた場合の処理

給報ディスクに他の市町村コードに該当するものが含まれていた場合には、市長は、提出特別徴収義務者に連絡する。また、他の市町村において課税すべき給与所得者に係るものが含まれていた場合には、市長は該当する市町村長に通知するものとする。

12. 費用の負担

光ディスク等の利用に要する費用において、給報ディスク、テスト用給報ディスク等の購入、給報ディスクの調製及びこれらのディスクの提出に係る費用は提出特別徴収義務者が負担するものとする。

附則

1. この要領は平成26年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は平成25年11月1日から施行する。
2. 平成25年12月31日までの間においては、廃止前の「市・府民税の特別徴収に係る光ディスク等の利用に関する要綱」（平成17年10月3日制定枚方市要綱第47号、平成25年11月1日廃止）第4条第1項及び第2項の規定により提出の承認を行うものとする。

附則

令和元年10月31日より一部改定とする。ただし、令和2年度分給与支払報告書の提出分に係る提出承認申請書より適用とする。

令和2年10月28日より一部改定とする。ただし、令和3年度分給与支払報告書の提出分に係る提出承認申請書より適用とする。

令和5年10月1日より一部改定とする。ただし、令和6年度分給与支払報告書の提出分より適用とする。